

横須賀市介護予防訪問介護相当サービス（A2：独自）サービスコード表

サービスコード		サービス名称略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅳ) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	268	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅴ) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで	272		
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅵ) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) ※1月の中で全部で12回まで	287		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費 (独自) (短時間サービス) 事業対象者・要支援1・要支援2 (20分未満) ※1月につき22回まで		1回につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算		200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3) で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3) で算定した単位数の 80% 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		

※横須賀市では使用しないコードには色をつけています。

横須賀市共生型介護予防訪問介護相当サービス（A2：独自）サービスコード表

①指定居宅介護事業所で介護福祉士等（※）により行われる場合 ×100%

サービスコード		サービス名称略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ） 事業対象者・要支援1・要支援2 （週1回程度）	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ） 事業対象者・要支援1・要支援2 （週2回程度）	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ） 事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度）	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費（独自）（Ⅳ） 事業対象者・要支援1・要支援2 （週1回程度） ※1月の中で全部で4回まで	268	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費（独自）（Ⅴ） 事業対象者・要支援1・要支援2 （週2回程度） ※1月の中で全部で8回まで	272	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費（独自）（Ⅵ） 事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度） ※1月の中で全部で12回まで	287	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90% 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80% 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	

(※) 介護福祉士等とは、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級課程又は旧2級課程修了者及び居宅介護職員初任者研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)を言う。

横須賀市共生型介護予防訪問介護相当サービス（A2：独自）サービスコード表

②指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等（※1）により行われる場合 ×70%

サービスコード		サービス名称略称		算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1131	訪問型独自サービスⅠ／3	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	823	1月につき
A2	2131	訪問型独自サービスⅠ／3日割			27	1日につき
A2	1231	訪問型独自サービスⅡ／3	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	1,644	1月につき
A2	2231	訪問型独自サービスⅡ／3日割			54	1日につき
A2	1341	訪問型独自サービスⅢ／3	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	2,609	1月につき
A2	2341	訪問型独自サービスⅢ／3日割			86	1日につき
A2	2431	訪問型独自サービスⅣ／3	ニ 訪問型サー ビス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	188	1回につき
A2	2531	訪問型独自サービスⅤ／3	ホ 訪問型サー ビス費 (独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで	190	
A2	2641	訪問型独自サービスⅥ／3	ヘ 訪問型サー ビス費 (独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) ※1月の中で全部で12回まで	201	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算／3	チ 初回加算		200	200
A2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／3	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	100
A2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90% 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80% 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	

(※1) 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等とは、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(相当する研修課程修了者(改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する3級課程修了者を含む。))を含む。)、実務経験を有する者(平成18年3月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。))及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者(これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「旧外出介護研修修了者」(※2)という。))を含む。))をいう。

(※2) 旧外出介護研修修了者が行う訪問介護については、通院・外出介助に限る。

横須賀市共生型介護予防訪問介護相当サービス（A2：独自）サービスコード表

③指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合（※）・指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93%

サービスコード		サービス名称略称		算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1141	訪問型独自サービスⅠ／4	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1,094	1月につき
A2	2141	訪問型独自サービスⅠ／4日割			36	1日につき
A2	1241	訪問型独自サービスⅡ／4	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	2,185	1月につき
A2	2241	訪問型独自サービスⅡ／4日割			72	1日につき
A2	1351	訪問型独自サービスⅢ／4	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,466	1月につき
A2	2351	訪問型独自サービスⅢ／4日割			114	1日につき
A2	2441	訪問型独自サービスⅣ／4	ニ 訪問型サー ビス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	249	1回につき
A2	2541	訪問型独自サービスⅤ／4	ホ 訪問型サー ビス費 (独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで	253	
A2	2651	訪問型独自サービスⅥ／4	ヘ 訪問型サー ビス費 (独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) ※1月の中で全部で12回まで	267	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	
A2	4031	訪問型独自サービス初回加算／4	チ 初回加算		200	200
A2	4033	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／4	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	100
A2	4032	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／4		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000	加算
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000	加算
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000	加算
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%	加算
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%	加算
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000	加算
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000	加算

(※) 重度訪問介護従業者養成研修修了者(相当する研修課程修了者を含む。)が行う訪問介護については、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から横須賀市がやむを得ないと認める場合に限る。